

都市計画道路（小平3・3・8号線）建設反対について

陳情理由

私たちは、都市計画道路（小平3・3・8号線）の建設について、住民のためのまちづくり、環境保護、道路公害を未然に防止する立場から反対します。

1 現計画は根本的に見直されるべきです。

この計画は、1962年につくられたものであり、高度経済成長期しかもモータリゼーションを主眼とした時代の遺物です。その後の社会的、経済的、国際的に大きな時代の変化を考えるとき、現計画は根本的に見直されるべきです。

2 まちづくりには住民の合意が必要です。

現計画は、行政の一方的権力によってつくられたものであり、住民の意志は全く無視されたものです。都市計画道路といつても都市計画の青図面は全くなく、道路づくり優先思考の単なる道づくりに過ぎません。

まちづくりには優先しなければならない事案が他に数多くあります。そして、これからまちづくりは住民の合意の上でなされるべきです。

3 幹線道路の新設は、

(1) 自動車が発生させる公害（大気汚染=N O₂、浮遊粒子状物質=S P M、騒音、振動など）により、沿道住民の健康と生活に大きな被害を与え、快適な環境を破壊します。

(2) 熟成された住宅地域を破壊し、地域住民のコミュニティーを侵害します。

東京都は福祉のまちづくりを標榜していますが、一方でこれらの破壊行為をすることは許されません。

(3) 交通渋滞の解消には役立ちません。潜在交通を誘発し、分散に役立たないばかりかかえって生活道路への自動車の進入を引き起こしていることは、多くの事例が立証しています。

(4) 道路づくりだけを優先した結果、道路が災害時に役立たないことをさきの阪神大震災が教えたところです。

(5) ネットワークづくりに不可欠の策ではありません。既存の道路の改善、改良をまず考えるべきです。

4 人間の住む大地を人間から奪うことは許されません。

以上の理由により次の事項について陳情いたします。

陳情事項

1 現計画を白紙化し、関係住民参加のもとに再検討してください。

2 道路建設には、健康で住みよい、人間の住むまちづくりを優先思想として、最大限の配慮を払ってください。

平成7年5月29日

陳情者 小平市津田町1-11-9

鷹の台2号団地自治会・小川一丁目自治会

代表 三津石 源一

外394名

小平市議会議長 藤森 祥次郎 殿

陳情第8号

教育委員並びに教育長の選出について

陳情理由

大河内君の「いじめ」による自殺を契機に、どうしたら「いじめ」をなくせるのかなど、教育のあり方をめぐっていろいろなことが語られてきました。しかし、依然として「いじめ」はなくならないばかりか、その後もたくさんの子供が自殺しました。

どのように子供たちを育てたらいいのか、悩みや疑問をだれに相談したらいいのか、教育委員の方は親身になって相談に乗ってくれるのだろうか。こんな不安や疑問を私たち抱いています。

日ごろ、市民と教育委員の方たちとが気軽に話し合うことができれば、解決できることもたくさんあるのではないか。

しかし、残念ながら私たちは教育委員会がふだんどのようなことをしているのか十分に知らされていませんし、そのような機会を得ることもできませんでした。

今回、6月議会において新しく教育委員が選出され、さらには教育長が小平市教育委員会で内定、東京都教育委員会で承認、決定されると伺いました。この機会に教育委員会が私たち市民にとって身近なものとなり、市民の声が反映される教育行政が行われるよう次の事項を陳情いたします。

陳情事項

- 1 教育委員の選出に当たっては、事前に市民との話し合いの場をつくってください。
- 2 選出された教育委員並びに教育長と市民との話し合いの場をつくってください。
- 3 選出された教育委員並びに教育長は市報などに自分の考えを発表してください。

平成7年5月30日

陳情者 小平市上水本町5-6-17

橋本 久雄

小平市議会議長 藤森 祥次郎 殿

陳情第9号

都市計画道路（小平3・3・8号線）建設
取りやめに關することについて

陳情理由

私たちは、都市計画道路（小平3・3・8号線）の建設について、住民のためのまちづくり、環境保護、道路公害の未然防止の立場から反対します。

- 1 幹線道路の新設は、自動車が発生させる大気汚染、騒音、振動などにより、沿道住民の健康と生活に大きな被害を与え、快適な環境を破壊します。熟成された住宅地域を破壊し、地域住民のコミュニティーを侵害することは、東京都が標榜する「福祉のまちづくり」に矛盾します。既存の道路の改善、改良を考えるべきと思います。
- 2 まちづくりには住民の合意が必要です。現計画は、1962年に行政によって一方的につくられたもので、住民の意思は全く反映されていません。都市計画道路といっても、都市計画の青図面は全くなく、道路づくり優先の計画と思われます。これからまちづくりは、住民の合意の上でなされるべきと思います。

以上の理由により次の事項について陳情いたします。

陳情事項

- 1 市民の良好な住環境の確保を最優先課題と認識し、本計画の取りやめを東京都に要請してください。

平成7年5月30日

陳情者 小平市小川町1-1107

芙蓉自治会

代表 西田 嶽

外131名

小平市議會議長 藤森 祥次郎 殿

陳情第10号

「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」締結を求める
意見書の提出について

陳情理由

ことしは広島、長崎の原爆被爆から50周年になります。広島、長崎の原爆は、たった1発ずつでその年のうちに21万余人の生命を奪い、その後今日まで多数の犠牲者を生み、今なお全国で33万余の被爆者が苦しんでいます。しかも、戦後の長い核軍拡競争の結果、今日世界中で4万5,000発以上の核兵器が存在し、もし核戦争が起これば人類絶滅の危険があると言われています。

核兵器による威嚇と使用、これに基づく力の支配は、国連憲章が「国際紛争は、武力

経営は極めて厳しい環境にあります。きちんとした歯科診療を行うだけのマジハニーを確保できない状態どころか、転出を余儀なくされたり、事実上、倒産、閉院に追い込まれている歯科医療機関が出ています。

このような事態をそのままにしておきますと、21世紀に向けた地域医療の確保は難しく、都民の歯科医療及びゴールドプランの推進に支障が出ることが懸念されます。

以上の理由により、民間歯科医療機関の経営基盤の安定化、地域医療の充実を図るため、次の事項を陳情いたします。

陳情事項

- 1 社会保険診療報酬の引き上げ・改善を行い、また大都市の歯科医療機関に対する特別加算を設けるよう、国に意見書を提出してください。

平成7年6月20日

陳情者 新宿区高田馬場2-14-9明芳ビル6階
東京歯科保険医協会

会長 大多和 彦二

小平市議会議長 藤森祥次郎 殿

陳情第37号

陳情理由

都市計画道路3・3・8号線（府中所沢線）の早期建設について

現在、小平市内においては都道等の幹線道路が何本もあります。

市内の道路交通は、幹線道路を中心に通過車両が多いのが特徴であると思います。

また、これらの車両の一部が幹線道路の渋滞を避け、生活道路へ進入するため交通事故が激増しております。生活道路の安全施設については、今後も整備充実を図る必要があるかと思います。

特に幹線道路においては、都市化の進展と車両の増加する現況の中で交通安全を推進するため、都市計画道路の建設、狭隘道路の拡幅、交差点等の改良を進める必要があると思われます。

市内の幹線道路のうち、特に狭隘で交通量が多く渋滞が激しいのは、南北道路では府中街道ではないかと思います。また、五日市街道、水車通り、たかの街道等の朝晩の交通渋滞は、非常に危険な状態の中で通勤通学しております。

「まちづくりは道路づくりから」と言われております。一日も早く道路交通の改善を図り、静かで安心して住める小平市を目指して次の事項を陳情いたします。

- 1 東京都が計画している都市計画道路3・3・8号線（府中所沢線）を早期に建設してください。

平成7年6月20日

陳情者 小平市上水本町1-27-10

粕 谷 平次郎

外21名

小平市議会議長 藤 森 祥次郎 殿

陳情第38号

公設の自転車置場の有料化反対について

陳情理由

現在、小平市における公設の自転車置場には、約1万8,000台の自転車が収容されています。

通勤・通学に使用する自転車は、市民にとって最も便利で気軽な足となっています。

その自転車置場の一部が現在有料化され、将来的には全施設を有料化する方向が出されています。

自転車は、市民にとって毎日の生活に欠かすことのできないものだけに、有料化は負担となり足を奪うことにもなりかねません。

公設の自転車置場は、だれもがいつでもどこでも気軽に利用できる場でなくてはと考えます。

公設の自転車置場の運営については、自治体として市民生活を守り、援助する立場で有料化しないことを望むものです。

以上の理由により次の事項を陳情いたします。

陳情事項

1 公設の自転車置場は、だれもがいつでもどこでも気軽に利用できるよう有料化しないでください。

平成7年6月21日

陳情者 小平市学園東町2-4-17-2

新日本婦人の会小平支部

支部長 東野芳江

小平市議会議長 藤 森 祥次郎 殿

○議長（藤森祥次郎） お諮りいたします。

これらの陳情については、議事日程に記載のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、閉会中継続審査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤森祥次郎） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

このような少年を取り巻く有害な環境の中で、育ち盛りの子を育てている親にとっては、深刻かつ重大な問題となっております。

現行法令では、これらの雑誌等が不健全図書に指定されても指定までに時間がかかり、指定された時は既に販売済であることが多く、また、露骨な性描写をしてる新メディアのCD-ROMも規制のないまま販売されている等、対応できず、他の道府県の条例と比べてみても規制が不十分であることから野放しの状態にあるのが実情です。

このように全国で（育成条例を持たない長野県を除けば）淫行処罰規定を定めていないのは、東京都だけということが逆に青少年を取り巻く社会環境の悪化を助長しているとしか思えません。

したがって早急に関係機関や団体が、このような青少年を取り巻く社会環境を直視し、相互に協力しながら東京都青少年の健全な育成に関する条例を改正し、現状に即した規制を行う必要があります。

東京都では、過去に都知事の諮問を受け、淫行処罰規定を青少年健全育成条例に設けるかを審議した経緯がありますが、当時の社会環境と今日の少年を取り巻く環境とは著しく変化してきております。

あすの日本を担う少年たちの健全な育成を考えるとき、私たちは早急に条例を改正していただき、少年たちが心身ともに健やかに育つ環境ができますよう、次の事項について陳情いたします。

陳情事項

東京都青少年の健全な育成に関する条例に次の事項を含めた改正を行うよう、東京都に意見書を提出してください。

- 1 淫行処罰の条項を設けること。
- 2 不健全な図書類の指定が早急に指定できるよう、緊急指定の条項を設けること。
- 3 不健全な図書類の指定にCD-ROMを追加すること。
- 4 書店、コンビニエンスストア等での不健全図書類の陳列方法、及び自動販売機での販売規制条項を設けること。

平成7年11月22日

陳情者 小平市花小金井5-53-12

小平母の会

会長 古渡純子

外251名

小平市議会議長 藤森祥次郎 殿

陳情第59号

都市計画道路小平3・3・8号線に係る小平市

の方針等の市民公開について

陳情理由

去る10月2日、3日、4日の3日にわたって、小平市の主催による都市計画道路小平3・3・8号線の計画変更に関する説明会が開催されました。

私たちは、この変更案に対して次の問題点を提示しました。

すなわち、①幅員3.6メートルという道路は、最高裁判決にも示されている健康被害の元凶となる道路になる、②良好な住宅地が大きく分断され生活環境が破壊される、③自由に向こうに渡れない道路幅であり、特に高齢者にとっては深刻である、④住民の生活を無視した車中心の考え方であり、時代の変化を無視している、であります。

3日間を通して参集した市民は延べ約380人で、当該日に実施した参加者に対するアンケートでは次のような結果が出ています。

①小平市の中でも優良な環境下にある住宅地域が、道路建設によって破壊されることに対する強い反対意思表明があり、②30年以上も前につくられた当該計画は根本的に見直されるべきであり、新たな道路建設にかわる交通施策の必要性、③車依存社会からの脱皮、④自然保護の重視、⑤福祉重視の施策、を訴えるものです。

さらに、当該説明会の開催通知を受けなかった津田町1-18-32所在のライオンズマンション鷹の台の居住者有志からは、①この重要事案はもっと広く市民の意見を聞くべきである、②現状でもぜんそくによる公害認定患者が発生しているのに、さらに後背地にこのような道路ができるることはゆゆしき事態である、③本当にこの道路は必要か、行政当事者が身をもって考えてみるべきである、④健康被害等への対策は果たして万全か、等を骨子とする要望書が市当局に出されています。

向後、小平市は東京都に対して市としての方針を表明することになると思いますが、小平市のまちづくりにもかかわる重要な案件の処理に当たり、議会がどのような議論をし、どのように判断をし、そしてどのような結論を導き出したかを、広く市民に知らせる責任と義務があるものと考えます。

以上の理由により次の事項を陳情いたします。

陳情事項

- 1 都市計画道路小平3・3・8号線について東京都に提出する小平市の方針等は、事前に市民に公開してください。

平成7年11月24日

陳情者 小平市津田町1-18-8

小平3・3・8号線を考える連絡会

代表 高木 幸男

小平市議会議長 藤森 祥次郎 殿

事業団は「起きるはずがない」と、強弁を振るっていたものでした。

「もんじゅ」の立地現地、敦賀市にお住まいの方々が、どれほど不安なお気持ちでいらっしゃることか、心中察するに余りありますが、これは決してはるか遠い福井県だけの問題ではなく、小平市民の私たちにも直接降りかかるおそれのある問題です。

なぜならば、10年前に起きた旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所の事故では、放出された放射能がヨーロッパはもとより、この日本にまで降り注ぎましたが、プルトニウムを燃料とする「もんじゅ」で放射能を放出するような事故が起これば、その規模はチェルノブイリどころではなく、風向きによっては小平市も大変な放射能被害に見舞われかねないからです。

事故発生後、「もんじゅ」所員の対応ミスや、事業主である動力炉・核燃料開発事業団の事故隠し、情報伝達の遅れなどさまざまな問題点が明らかにされつつありますが、事故が起きる以前の建設段階からの問題点は、まだ、余り明らかにされていません。

今回の事故原因とされる「温度計さや管」を製造した業者が、NHKのインタビューに対し、「さや管が、どんな場所でどんな条件下で使用されるものか、いくら聞いても教えてもらえないかった。とにかく、設計図どおりにつくるようにとの一点張りだった。でも、ステンレスというのは、温度その他の条件によって、膨張や収縮をするもので、高温のナトリウムが流れる中で使用されるとわかっていれば、つくり方が違った。」と残念そうに語っていましたが、この「温度計さや管」は、今回事故を起こした場所以外でも使われており、また、このさや管と同様の問題が、他の部品でも起きている可能性があるのではないかと危惧します。

今回事故が起きた場所が、多数あるナトリウム配管のうち、2次系配管の一番奥であったということは不幸中の幸いであっただけで、今後、事故原因の究明がなされたとしても「もんじゅ」の建てかえがなされるわけではない以上、もっと危険な箇所で、もっと甚大な事故が起きる可能性は否定できないのではないでしょうか。

以上の理由により次の事項について陳情いたします。

陳情事項

1 内閣総理大臣並びに科学技術庁長官に対し、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉を求める意見書を提出してください。

平成8年2月20日

陳情者 小平市回田町39-5

島 京子

小平市議会議長 藤森祥次郎 殿

陳情第78号

都市計画道路小平3・3・8号線（府中所沢線）の

完全地下方式採用について

陳情理由

私たち上鈴木西地区（上水本町1丁目）住民は、都市計画道路小平3・3・8号線の建設に関して、住民のための住みよいまちづくり、環境保護、道路公害を未然に防止する立場から、住宅地を縦断する現在の東京都の整備計画案に対してあくまで反対します。

現在の住環境とこの地域の自然環境を守りたいと願う私たち地域住民と建設を推進しようとする行政側との接点として、新設道路の完全地下方式を要望します。

- 1 都市計画道路小平3・3・8号線の新設部分に位置する青梅街道以南は、閑静な住宅街として既に完成しております。このような場所に大型通過道路を建設すれば、交通量の大幅増加と、これに伴う大気汚染が地域住民全体の健康に及ぼす影響ははかり知れないほど大きなものがあります。
- 2 計画では市民の憩いの場である中央公園の樹林帯をつぶし、小平市にとって重要な史跡である玉川上水を横切ることになりますが、このことが動植物の生態系に与える影響は甚大であり、自然破壊につながります。
- 3 新設道路の計画線上に住む住民にとって、長年住みなれた土地や家屋を失うことになり、生活を根底から覆されてしまいます。特に高齢者にとっては、その打撃は大きなものがあります。
- 4 反対側に渡ることさえ困難な36メートル道路の開通は、これまで自由に行き来して、1つの生活圏を形成していた地域が分断されてしまいます。特に高齢者や子供たち、障害者等にとっては、交通事故の危険性が増大し、生活圏が狭められる結果となります。
- 5 まちづくりの観点から見ても、遮音壁に囲まれた大型通過道路は、町の景観を著しく損ないますし、阪神・淡路大震災の教訓から考えても、遮音壁に囲まれた道路が震災時に果たして機能するのかどうか大変疑問であると言わざるを得ません。
- 6 36メートルの4車線道路が事業化されると、用途地域計画によれば両側の30メートルは少なくとも2種中高層に指定変更されます。すなわち道路の部分の36メートルと合わせて幅約100メートルにわたって住宅街が完全に破壊され、関係住民の生活権が侵害されます。
- 7 大型通過道路が沿線住民にもたらすものは、排気ガス、騒音、振動などの自動車公害による被害であって、利点はほとんどありません。
- 8 首都圏中央連絡自動車道に見るごとく、今や市街地の地下道非開削工法は可能になりました。住民が苦しみ行政が後々公害問題に悩むことを考えれば、工事費用の増大は問題とすべきではありません。

以上の理由により次の事項について陳情いたします。

陳情事項

- 1 地上の住宅街等には何の影響も与えないで済む構造の完全地下方式を代替案とし

てまとめ、東京都に提出してください。

- 2 私たちの町、小平市にとって貴重な財産である玉川上水と中央公園の樹林帯を現存のままで保存してください。

平成8年2月22日

陳情者 小平市上水本町1-10-31

上鈴木西地区338道路を考える会

代表 二瓶子朗

小平市議会議長 藤森祥次郎 殿

陳情第79号

アルコール障害者の共同作業所に対する運営費補助について

陳情理由

私たち地域アルコール対策仲間と共に歩む会は、今まで16年間にわたって、東村山市、小平市、東久留米市、清瀬市、東大和市など各地で、アルコール障害者の回復と社会復帰など当事者の対策だけでなく、酒害のないまちづくりを目指し、酒類がもたらす社会的影響とその対策に取り組み、この間139回の講演会を継続するなど市民の自立活動を続けてまいりました。

現在、アルコール障害で苦しんでいる多くの人々は、全国で250万人とも400万人とも言われています。アルコール依存症の治療には長期のリハビリテーションが必要です。そして回復するにも時間がかかり、自助グループ（断酒会等）とともに共同作業所が大きな役割を担い、その役割は関係行政機関からも評価されています。

この5年間で、東京都を初め関係行政機関の御指導と御尽力によりまして、東村山市をはじめ東京都、神奈川県下に16カ所の共同作業所が開設され、アルコール障害者はもとより家族を始め地域社会に大きな励ましを与えています。

このたび、5年前から小平市の地域関係者の要請を受け、小平市内にアルコール障害者の共同作業所「小平の家」が運営できるよう、小平市並びに小平保健所などにも要請を続けてまいりました。

以上の理由により次の事項を陳情いたします。

陳情事項

- 1 小平市精神障害者共同作業所通所訓練運営費等助成交付要綱に基づいて助成してください。

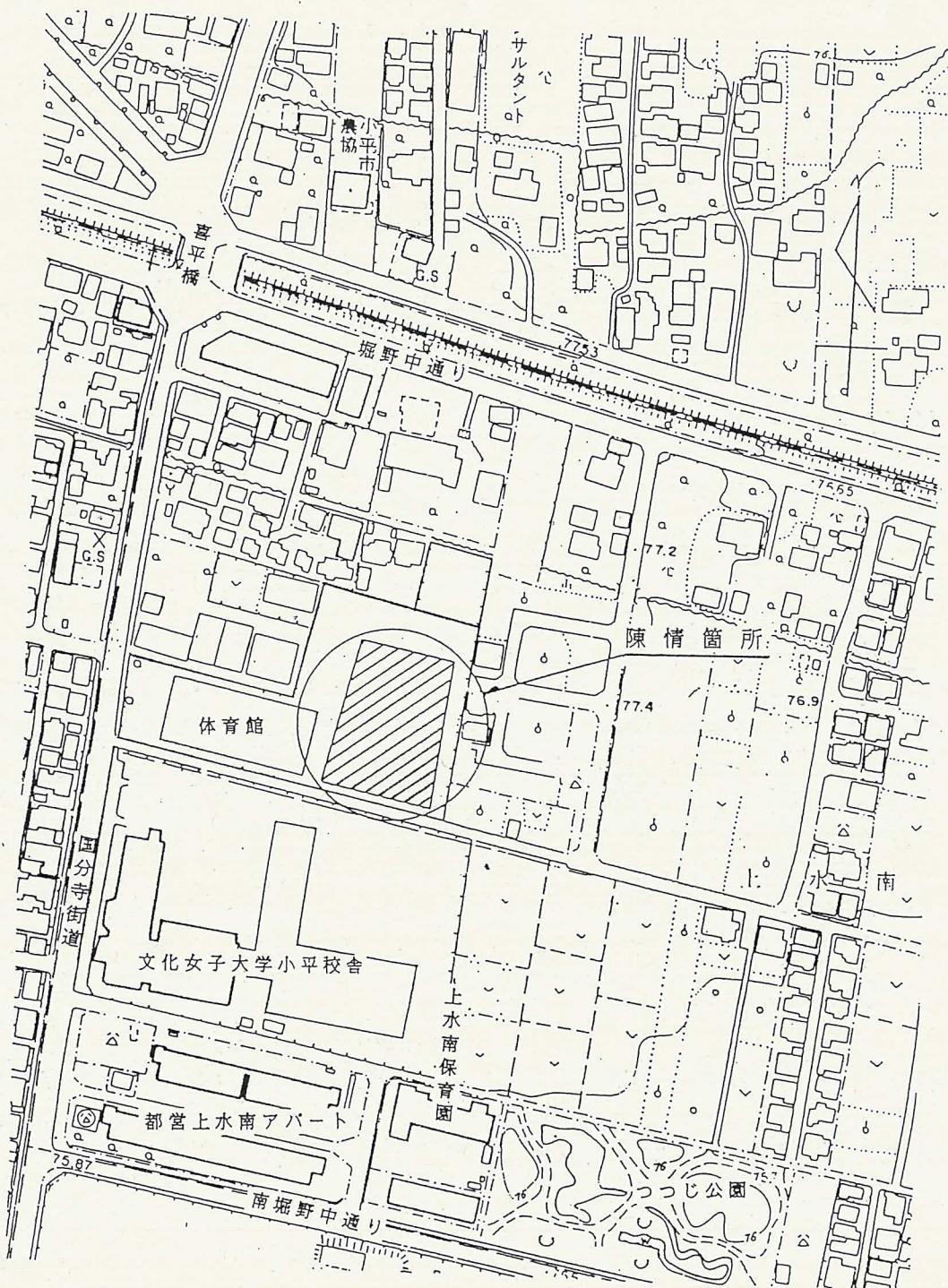
平成8年2月23日

陳情者 東久留米市幸町4-11-21

共同作業所「久留米の家」内

(案内図添付)

陳情第85号案内図



陳情第86号

都市計画道路小平3・3・8号線の完全地下方式について

陳情理由

私たちは小平市内の自然と緑を守り、住みよいまちづくり、環境保護、道路公害を未

然に防ぐことを切に願っております。

都市計画道路小平3・3・8号線が36メートルの幅員で建設されると、小平市の誇りでもある歴史的、文化的遺産の玉川上水に巨大な橋がかかり、中央公園東側の自然豊かな貴重な市民の財産でもある雑木林のほとんどが伐採されるとのことですので、道路建設については自然を守る最大限の御配慮をいただきたく、次の事項について陳情いたします。

陳情事項

- 1 都市計画道路小平3・3・8号線建設については、玉川上水と中央公園の樹林帯を現状のまま残す地下方式にしてください。

平成8年5月16日

陳情者 小平市上水本町1-29-22

小平市中央公園友の会

代表 榎木千賀子

外56名

小平市議会議長 藤森祥次郎 殿

陳情第87号

都市計画道路小平3・3・8号線の建設について

陳情理由

私たち小平市玉川上水を守る会は、都市計画道路小平3・3・8号線の建設について、玉川上水の保存、周辺の環境保護、交通公害防止の立場から反対します。

- 1 新設道路は重要な歴史的遺産であり、市民にかけがえのない自然の恵みをもたらす玉川上水を横切り、中央公園の樹林帯をつぶすことになります。
この結果、自然環境は破壊され、生態系は機能を失うことが憂慮されます。
- 2 玉川上水の保存は、東京都、小平市にとって環境保全の上で重要な施策であり、文化財保護指定の準備も進められているところです。新設道路の建設はこの施策に逆行し、みずからの政策を否定することになります。
- 3 新設道路計画は昭和38年に策定されたものであり、そのころと現在とでは都市環境、自然環境保護、住民の意見尊重についての行政の立場は、当然現状の社会事象に沿ってなすべきであり、計画があるからといってごり押しの政策実施は許されるものではありません。
- 4 道路をつくることで逆に交通量がふえ、交通公害を招く結果になることは明白なことです。市民への心身被害ははかり知れません。
- 5 地域住民のコミュニティーを守り、生命、健康を保護するのは行政の最大の責務であるはずです。計画道路周辺の住民の意思を最大限に尊重すべきです。

6 今からでも東京都の道路計画案を見直してください。住民の意思尊重を前提とした上で最悪の場合でも、玉川上水の保存、環境保護、交通公害防止の観点から最大の配慮をしてください。

以上の理由により次の事項について陳情いたします。

陳情事項

1 新設道路計画は中止してください。

2 中止できない場合でも玉川上水と周辺樹林を保護するため、完全地下方式をとるよう東京都に働きかけてください。

平成8年5月16日

陳情者 小平市上水新町2-2-25

小平市玉川上水を守る会

世話人代表 鳥井守幸

小平市議会議長 藤森祥次郎 殿

陳情第88号

ごみ置き場の形状変更について

陳情理由

上水本町3-16-31に設けられているごみ置き場は、昨年同地域が住宅地に開発され、31戸の住宅が建設された際に設置され、市に移管されたものです。

私は、開発業者と住宅建設の契約をする際に、庭の一角にごみ置き場が建設されることは承知していましたが、当時（平成7年3月頃）はまだ図面上の話であるため、下記のような困った問題が生ずることには気がつきませんでした。

現状はごみ置き場との関係から、自動車置き場を公道と平行にせざるを得ず、このため、①門扉等をつくることができず、防犯上の問題がある。②南側の庭としては一番よい場所を自動車置き場が占め、しかも、必要以上の広いスペース（7.3メートル×2.5メートル）を使ってしまうため、庭木の植樹もできず、美観上の問題がある。③生け垣が自動車置き場と家の間にあり、家との間隔が狭く、日常の生活に極めて不便である。④広いスペースを使っているにもかかわらず、自動車の出し入れには不便である。等の問題を抱えています。

そこで、自動車置き場を公道と直角に配置する方法により上記の問題を解消したいのですが、自動車置き場としての必要最小限（5メートル×2.3メートル）の寸法を確保するにもごみ置き場の形状変更なくしては不可能です。なお、この変更に伴う測量、境界杭変更、登記、工事等に要する費用はすべて私が負担します。

以上の理由により次の事項について陳情いたします。

陳情事項